消 情 報 第　８２ 号
消 安 全 第　７８ 号
消 防 総 第　２３９ 号
平成 22 年 3 月 31 日

各都道府県消防防災主幹部長
東京消防庁・各指定都市消防長

殿

消費者庁消費者情報課長
消費者庁消費者安全課長
消 防 庁 総 務 課 長
（　公　印　省　略　）

消費者事故等の通知について

平素より、消費者安全行政の推進に当たっては格別の御理解、御協力をいただきましてありがとうございます。

消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号。以下「法」という。）においては、消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するため、都道府県知事及び市町村長は、被害の拡大のおそれのある消費者事故等が発生した旨の情報を得た場合は、原則として内閣総理大臣に通知（重大事故等については直ちに通知）することとされています（法第 12 条第 1 項及び第 2 項）が、その場合において、消費者庁長官が適当と認める方法により通知することで代えることが認められています（法第 12 条第 3 項第 3 号及び同法施行規則第 9 条第 5 項）。

これらの規定に基づき、消防機関（消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 9 条に規定する機関をいう。ただし、消防団を除く。以下同じ。）の収集した消費者事故等に係る情報については、消防庁において情報を集約し、消費者庁に通知することといたします（別紙参照）。

つきましては、貴管下における消防機関が、消費者事故等が発生した旨の情報を得た場合には、担当部署間の連絡を密に図っていただき、消防庁担当課へ報告いただくようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合を含む。）に対して、この旨周知するようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づ

く助言として発出するものであることを申し添えます。

（財産に関する消費者事故等の考え方について）
消費者庁消費者情報課
担当：松田、杵渕
TEL：03-3507-9179
FAX：03-3507-9286

（身体・生命に関する消費者事故等の考え方について）
消費者庁消費者安全課
担当：岩井、西﨑
TEL：03-3507-9201
FAX：03-3507-9290

（消防庁への問い合わせ先）
消防庁総務課
担当：田村（一）、鈴木
TEL：03-5253-7506
FAX：03-5253-7531

（別紙）

消防庁へ報告いただく消費者事故等に係る情報

１　消防庁の発出した下記通知等を根拠として、従前より消防庁へ報告いただいている情報

○「火災・災害等即報要領の一部改正について（通知）」

＜平成 20 年 9 月 9 日付消防応第 166 号＞

○「製品火災に係る報告について」

＜平成 21 年 4 月 14 日付消防予第 154 号・消防技第 16 号・消防特第 67 号＞

○「消防用設備等及び消防関係製品に関する不具合・事故等に係る情報の消防庁への報告について」

＜平成 22 年 3 月 31 日付消防予第 156 号・消防危第 50 号＞

※ 報告先及び報告様式等は上記通知によること。

２　上記１のほか、各消防機関において、消費者安全法第 2 条第 6 項に規定する「重大事故等」に該当すると判断する事案に係る情報及び消費者安全法第 2 条第 5 項に規定する「消費者事故等」に該当し、消費者事故等の態様、商品、役務の特性等に関する状況に照らし、被害の拡大や類似の事故が発生するおそれがあると判断する事案に係る情報

(1)　報告先

（平日昼間）　消防庁総務課

TEL：03-5253-7506　FAX：03-5253-7531

（夜間休日）　消防庁宿直室

TEL：03-5253-7777　FAX：03-5253-7553

(2)　報告様式

別記様式によること。ただし、消費者事故の報告について、既存様式がある場合は、同様式で代替可能。

(3)　報告方法

原則として、電話にて消防庁担当課室まで一報を入れた後、別記様式等をファクシミリにより直接送信すること。

（別記様式）

消　費　者　庁

消費者事故等情報通知様式

1．本件の取り扱いについて

（本情報の機密性について、下記のいずれかに該当する場合のみ、チェックまたは○を記入します。）

□ 公益通報　□ 企業機密　□ 行政処分予定

2．通知者に関する事項

（通知主体の情報を記入します。消費者庁で受領後、担当者に内容を確認することがあります。）

① 通知主体（行政機関名等）□ ⇒ 担当者名：□　所属部署：□　電話番号：□

② 通知日時 □年□月□日□時□分頃 ⇒ 第□報

3．事故等の種別

（事故等の種別について、該当するものにチェックまたは○を記入します。別添「用語説明」表１参照。）

安全分野（生命・身体被害）

□ 重大事故等　□ 重大事故等以外

□ 財産被害分野(表示・取引)

4．事故等が発生した日時・地域

（事故等が発生した年月日、時間および発生した都道府県・市町村を記入します。）

① 発生日時 □年□月□日□時□分頃

② 発生地域　（都道府県等）□　（市町村）□

5．事故等が発生した場所

（事故等が発生した場所について、「施設等の場所」から該当するものにチェックまたは○を記入し、「施設内の場所」に該当する項目があればチェック等を記入します。それぞれ該当するものがない場合は「その他」にチェック等を記入し、その内容を（　）に記入します。）

施設等の場所

□ 住宅　□ 店舗・商業施設　□ 学校　□ 病院・福祉施設　□ 公園

□ 道路　□ 公共施設　□ 海・山・川等自然環境　□ 車内・機内・船内

□ その他 →　（＿＿＿＿＿＿＿＿）

施設内の場所

□ 階段　□ 浴槽・風呂場　□ 台所　□ 玄関　□ 居室

□ 洗面所　□ ベランダ　□ 庭　□ 廊下　□ 昇降機(ｴﾚﾍﾞｰﾀ)

□ ｴｽｶﾚｰﾀ　□ 動く歩道　□ 自動ドア　□ 回転扉

□ その他 →　（＿＿＿＿＿＿＿＿）

6．情報を得た日時

（本件の情報を得た年月日および時間を記入します。）

情報を得た日時 □年□月□日□時□分頃

７．情報を得た方法

（本件の情報を得た方法について、該当するものにチェックまたは〇を記入します。該当するものがない場合は「その他」にチェックまたは〇を記入し、その方法を（　）に記入します。）

☐ 来所　☐ 電話　☐ ＦＡＸ　☐ 文書（手紙等含む）

☐ 電子メール　☐ その他 →（　　　　　　　　）

８．情報提供者

（本件の情報提供者について、該当するものにチェックまたは〇を記入し、氏名または名称、連絡先を記入します。）

☐ 消費者　☐ 公益通報者　☐ 職権探知

☐ 事業者（製造）　☐ 事業者（販売）　☐ 事業者（同業他者等その他）

情報提供者の氏名または事業者名 → ☐

情報提供者の住所 → ☐

情報提供者の電話番号 → ☐

消費者庁からの直接連絡（可・不可）☐

☐ 情報提供者不明・匿名希望（情報提供者が消費者庁への個人情報通知を望まない場合を含む）

９．被害者（負傷者・契約当事者 等）

（①では、被害者が「情報提供者自身」であるのか「情報提供者以外」であるのか、該当するものすべてにチェックまたは〇を記入します。②では、被害者の各属性別の人数を記入します。）

① 被害者は…　☐ 情報提供者自身　☐ 情報提供者以外

② 相談者を含めた被害者数 ☐ 人

性別人数	男性	☐ 人	女性	☐ 人				
年齢別人数	０歳以下	☐ 人	１歳以下	☐ 人	２歳以上５歳未満	☐ 人	10歳未満	☐ 人
	10歳代	☐ 人	20歳代	☐ 人	30歳代	☐ 人	40歳代	☐ 人
	50歳代	☐ 人	60歳代	☐ 人	70歳代	☐ 人	80歳以上	☐ 人
職業別人数	給与生活者	☐ 人	自営業・自由業者	☐ 人	家事従事者	☐ 人	高校生以上の学生	☐ 人
	中学生	☐ 人	小学生	☐ 人	保育幼稚園児	☐ 人	未就園児	☐ 人
	無職	☐ 人	その他	☐ 人	不明	☐ 人		

10．事故等の原因の特定情報

（①では事故等の原因となった事業者の属性について、該当するものにチェックまたは〇を記入し、②③では事故等の原因となった商品・役務名および型番をわかる範囲で記入します。）

① 事業者の属性

☐ 製造業者・輸入業者 → 名称（　　　　　　）

☐ 販売業者等（購入先・契約先） → 名称（　　　　　　）

☐ 信用供与者（信販、ｸﾚｼﾞｯﾄ、ﾘｰｽ等） → 名称（　　　　　　）

☐ 工事業・修理業者 → 名称（　　　　　　）

☐ その他 → 名称（　　　　　　）

② 商品・役務名 ☐　③ 型式・ロット番号 ☐

【安全分野】

11. 安全分野の事故等の種別

（安全分野の事故等の種別について、該当するものにチェックまたは○を記入します。）

☐ 事故情報　☐ ヒヤリハット情報

12. 安全分野の事故等の種類

（安全分野の事故等の種類について、該当するものにチェックまたは○を記入します。別添「用語説明」表２参照。）

☐ 死亡　☐ 負傷・疾病　☐ 一酸化炭素中毒

☐ 安全基準不適合　☐ 飲食物の異常　☐ 飲食物以外の異常　☐ 窒息等の危険

☐ 火災等の異常な事態

13. 安全分野の事故等の内容

（安全分野の事故等の内容について、該当するものにチェックまたは○を記入します。該当するものがない場合は「その他」にチェックまたは○を記入し、その態様を（　）に記入します。）

☐ 火災事故　☐ 発煙・発火・過熱　☐ 点火・燃焼・消火不良　☐ 破裂

☐ ガス爆発　☐ ガス漏れ　☐ 燃料・液漏れ等　☐ 化学物質による危険

☐ 漏電・電波等の障害　☐ 製品破損　☐ 部品脱落　☐ 機能故障

☐ 転落・転倒・不安定　☐ 操作・使用性の欠落　☐ 交通事故　☐ 誤飲

☐ 中毒事故　☐ 異物の混入　☐ 腐敗・変質

☐ その他 →　（　　　　　　　　　　）

14. 安全分野の事故等の原因

（安全分野の事故等の原因について、該当するものにチェックまたは○を記入します。）

☐ 製品自体の不良　☐ 表示又は取扱説明書の不備

☐ 製品自体の不良　☐ 表示の不備

☐ 経年劣化　☐ 業者の設置・施行不良

☐ 業者の修理不良　☐ 業者輸送中の取扱いの不備

☐ 消費者の誤使用　☐ 消費者の不注意

☐ 消費者の設置・施行不良　☐ 消費者の修理不良

☐ 製品には起因しない偶発的事故　☐ その他

☐ 原因不明　☐ 調査中

☐ 調査不能

原因調査機関 →　☐

15. 安全分野の事故等の品目

（安全分野の事故等の品目について、該当するものにチェックまたは〇を記入します。）

- [ ] 食料品
- [ ] 家電製品
- [ ] 住居品
- [ ] 文具・娯楽用品
- [ ] 光熱水品
- [ ] 被服品
- [ ] 保健衛生品
- [ ] 車両・乗り物
- [ ] 建設・設備
- [ ] 保険・福祉サービス
- [ ] その他 → （　　　　　　　　　　）

16. 被害の状況

（安全分野の事故等の被害の状況について、該当するものにチェックまたは〇を記入します。該当するものがない場合は「その他」にチェックまたは〇を記入し、その被害の状況を（　）に記入します。）

- [ ] 骨折
- [ ] 脱臼・捻挫
- [ ] 切断
- [ ] 擦過傷・挫傷・打撲傷
- [ ] 刺傷・切傷
- [ ] 頭蓋(内)損傷
- [ ] 内臓損傷
- [ ] 神経・脊髄の損傷
- [ ] 筋・腱の損傷
- [ ] 窒息
- [ ] 熱傷
- [ ] 凍傷
- [ ] 皮膚障害
- [ ] 感電障害
- [ ] 一酸化炭素中毒
- [ ] 食中毒
- [ ] その他の中毒
- [ ] 感覚機能の低下
- [ ] 呼吸器障害
- [ ] 消化器障害
- [ ] その他 → （　　　　　　　　　　）

17. 安全分野の事故等の態様（事故等の詳細）

（安全分野の事故等の内容、被害の状況について、詳細を記載します。）

【財産被害分野】

18. 財産被害分野の事故等の種類

（財産被害分野の事故等の種類について、該当するものにチェックまたは〇を記入します。該当するものがない場合は「その他」にチェックまたは〇を記入し、その内容を（　）に記入します。別添「用語説明」表３参照。）

- ☐ 虚偽・誇大な広告・表示
- ☐ 不実告知・事実不告知
- ☐ 断定的判断の提供
- ☐ 不退去・退去妨害
- ☐ 消費者を欺き、威迫し、困惑させる
- ☐ 事業者の損害賠償責任等を免除する契約条項
- ☐ 損害賠償請求の制限違反
- ☐ キャンセル料の制限違反
- ☐ 法によって無効とされる契約条項
- ☐ その他消費者の利益を一方的に害する契約条項
- ☐ 履行拒否・履行遅延
- ☐ 不当景品
- ☐ 不招請勧誘
- ☐ 適合性原則違反
- ☐ 書面交付義務違反
- ☐ 説明義務違反
- ☐ その他 →（　　　　　　　　　　）

19. 財産被害分野の事故等の分野

（財産被害分野の事故等の分野について、該当するものにチェックまたは〇を記入します。該当するものがない場合は「その他」にチェックまたは〇を記入し、その内容を（　）に記入します。別添「用語説明」表４参照。）

- ☐ 商品
- ☐ 役務
- ☐ 先物
- ☐ 金融・投資
- ☐ 賃貸借
- ☐ 多重債務
- ☐ 架空請求
- ☐ 過量販売
- ☐ その他 →（　　　　　　　　　　）

20. 財産被害分野の事故等の態様（販売購入形態）

（財産被害分野の事故等の様態について、該当するものにチェックまたは〇を記入します。該当するものがない場合は「その他」にチェックまたは〇を記入し、その内容を（　）に記入します。別添「用語説明」表５参照。）

- ☐ 店舗購入
- ☐ 訪問販売
- ☐ キャッチセールス
- ☐ アポイントメントセールス
- ☐ 通信販売
- ☐ インターネットショッピング
- ☐ インターネットオークション
- ☐ テレビショッピング
- ☐ 電話勧誘販売
- ☐ マルチ・マルチまがい
- ☐ 業務提供誘因販売
- ☐ 特定継続的役務提供
- ☐ ネガティブ・オプション
- ☐ その他 →（　　　　　　　　　　）

21. 財産被害分野の事故等の態様（契約の成否）

（財産被害分野の事故等の契約の成否について、該当するものにチェックまたは〇を記入します。）

- ☐ 既に契約・申込した
- ☐ まだ契約・申込していない
- ☐ 不明

22. 財産被害分野の事故等の態様（信用供与の有無）

（財産被害分野の事故等の様態について、該当するものにチェックまたは〇を記入します。該当するものがない場合は「その他」にチェックまたは〇を記入し、その内容を（　）に記入します。別添「用語説明」表６参照。）

- ☐ 現金
- ☐ 自社割賦
- ☐ 包括信用購入あっせん(クレジットカード)
- ☐ 個別信用購入あっせん
- ☐ 借金
- ☐ その他 →（　　　　　　　　　　）

23. 財産被害分野の事故等の態様（被害金額）

（財産被害分野の事故等で被害に遭った、または、被害に遭いそうになった金額を記入します。該当するものがない場合は「その他」に金額を記入し、その内容を（　）内に記入します。）

既払い金額 →［　　　　］円

商品・役務自体の金額 →［　　　　］円

申込金 →［　　　　］円

クレジット等手数料 →［　　　　］円

その他 ｛［　　　　］円（　　　　　　）

［　　　　］円（　　　　　　）

［　　　　］円（　　　　　　）
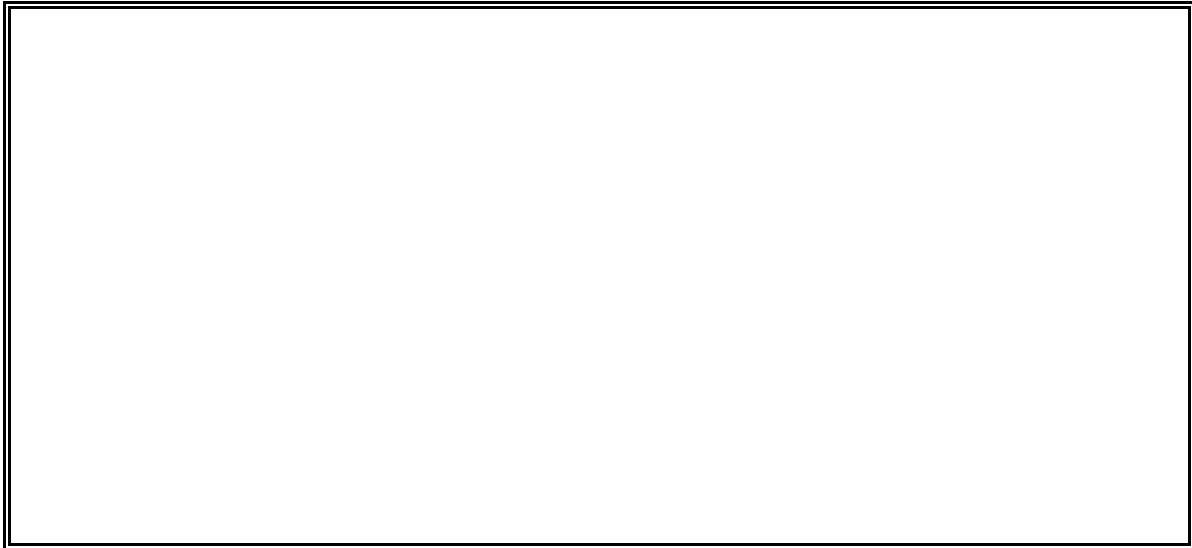
☐ 被害金額は不明

24. 財産被害分野の事故等の態様（事故等の詳細）

（財産分野の事故等の態様について、詳細を記載します。）
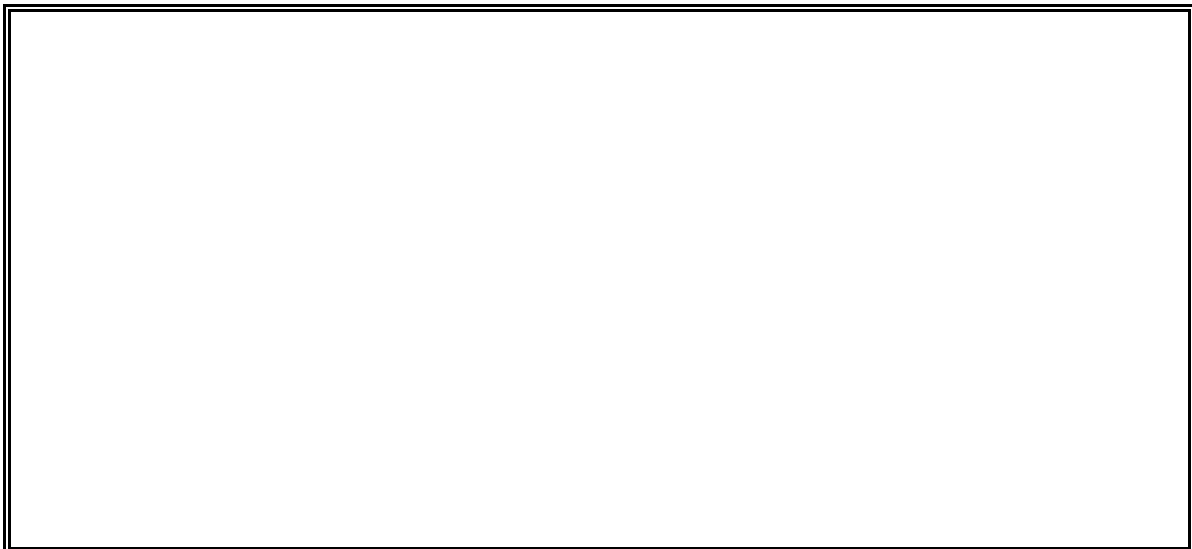
25. 通知するとした判断理由（重大事故等以外の消費者事故等のみ記入）

（通知すると判断した理由について、自由に記載します。）

26. 関連事項（重大事故等以外の消費者事故等のみ記入）

（関連する事項があれば、自由に記載します。）

27. その他特記事項

（その他特記すべき事項について、自由に記載します。）